

(証券コード 5993)
平成28年5月9日

株主各位

愛知県春日井市前並町2丁目12番地4

知多鋼業株式会社
取締役社長 吉田 修

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記により開催いたしますので、
ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席お差支えの場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年5月24日（火曜日）午後4時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 平成28年5月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県春日井市松新町1丁目5番地
ホテルプラザ勝川 2階 さくらの間
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申しあげます。)

3. 目的事項

報告事項

- 第60期（平成27年3月1日から平成28年2月29日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第60期（平成27年3月1日から平成28年2月29日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以上

（お願い）

- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.chitakogyo.co.jp>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。
- 当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。

(添付書類)

事 業 報 告
(平成27年3月1日から)
(平成28年2月29日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、一昨年の消費税増税以降の消費マインド低下や天候不順による季節需要の苦戦で個人消費が弱含んだものの、堅調な企業業績や個人の雇用・所得改善が進んだことから緩やかに回復しました。また、海外も米国、欧州を中心に堅調な推移となりました。しかし、中国経済の減速、資源価格の下落による新興国経済の悪化など、世界経済への懸念材料が多いことから予断を許さない状況となっています。

当社グループの主要取引先である自動車業界では、国内は昨年4月の軽自動車税見直しの影響などによる需要の低迷から生産が前年比マイナスとなりました。また、海外では米国が好調を持続した一方、中国をはじめとして新興国は伸び悩みました。自動車各社は海外生産を引き続き強化しており、国内の自動車生産は不透明な状況になっております。

こうした状況のもと、当社グループでは、全社をあげて生産性の向上、徹底した原価低減に取り組んでまいりました。その結果、当期の売上高は、122億4,487万円となり、前期に比べ0.7%の増収となりました。利益面におきましては、経常利益は前期に比べ1.4%減益の13億5,003万円、当期純利益につきましては前期に比べ8.1%減益の8億4,981万円となりました。

部門別売上高

部 門	当 期 売 上 高	前 期 売 上 高	前 期 比 増 減(△)率
各 種 線 ば ね	4,059,447千円	4,088,243千円	△0.7%
各 種 薄 板 ば ね	3,036,859千円	3,034,166千円	0.1%
パイプ成形加工品	4,012,080千円	3,857,036千円	4.0%
そ の 他	1,136,484千円	1,174,367千円	△3.2%
計	12,244,871千円	12,153,812千円	0.7%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は4億3,071万円で、主に生産性の向上や原価低減を図るためのものでした。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

知多鋼業株式会社

春日井工場 線ばね製造設備の新設

各務原西工場 薄板ばね製造設備の新設

US CHITA CO., LTD. 線ばね製造設備の新設

薄板ばね製造設備の新設

事務所増設

知多弹簧工業(鎮江) 薄板ばね製造設備の新設

有限公司

ロ. 当連結会計年度中において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、二・四輪車業界のお客様のあらゆるニーズに迅速かつ的確に対応し、引き続き各種ばねメーカーとして海外展開を視野に入れた確固たる地位を確保するとともに、新分野への積極的進出を図ってまいります。特に薄板ばねやパイプ成形加工品など、四輪車業界ならびに二輪車業界の多種多様な需要に対応できる生産設備の整備・拡充に努めてまいります。

また、従来から継続しております生産性向上活動、原価低減活動に引き続き注力していくとともに、ISO9001の展開による一層の品質向上及びISO14001による環境保全に積極的に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	第57期	第58期	第59期	第60期 (当期)
売上高	11,771,624千円	11,955,309千円	12,153,812千円	12,244,871千円
当期純利益	604,914千円	654,371千円	925,178千円	849,806千円
1株当たり純利益	63円15銭	68円31銭	96円59銭	88円74銭
純資産	10,302,161千円	11,049,304千円	12,239,038千円	12,597,530千円
1株当たり純資産額	1,059円64銭	1,136円38銭	1,257円89銭	1,287円40銭

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
知多鋼材株式会社	45,000千円	100.0%	鋼材の販売
知多ゴム工業株式会社	49,400千円	94.6%	ゴム成型品の加工販売
U.S. CHITA CO., LTD.	2,500千米ドル	80.0%	各種ばねの加工販売
PT. CHITA INDONESIA	3,000千米ドル	70.0%	線ばねの加工販売
知多弹簧工業(鎮江)有限公司	15,000千元	70.0%	薄板ばねの製造販売

(注) 知多弹簧工業(鎮江)有限公司は、当連結会計年度において新たに設立したことにより連結子会社になりました。

(7) 主要な事業内容（平成28年2月29日現在）

当社グループは四輪車業界、二輪車業界ならびに産業用機械業界などを主要な得意先とし、各種線ばね、薄板ばねならびにパイプ成形加工品などの製造販売を主たる事業目的としております。

(8) 主要な営業所及び工場（平成28年2月29日現在）

会 社 名		所 在 地
知多鋼業株式会社（当社）	本 社	愛知県春日井市
	春 日 井 工 場	愛知県春日井市
	各 務 原 西 工 場	岐阜県各務原市
	各 務 原 東 工 場	岐阜県各務原市
知 多 鋼 材 株 式 会 社	本 社	愛知県名古屋市
知 多 ゴ ム 工 業 株 式 会 社	本 社	愛知県海部郡
U S C H I T A C O . , L T D .	本 社	アメリカ合衆国
P T . C H I T A I N D O N E S I A	本 社	インドネシア共和国
知 多 弹 簡 工 業 (鎮 江) 有 限 公 司	本 社	中華人民共和国
S I A M C H I T A C o . , L T D .	本 社	タイ王国
KYB CHITA Manufacturing Europe s.r.o.	本 社	チェコ共和国

(9) 使用人の状況（平成28年2月29日現在）

①企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
442名	5名減

(注) 1. 前連結会計年度末比増減は当期末と同条件の場合の増減を表示しております。

2. 当社グループからグループ外への出向者は除いています。

②当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
336名	14名減	38歳0ヶ月	11年10ヶ月

(注) 使用人数には、出向者15名、臨時従業員17名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（平成28年2月29日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	504,313千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	210,000
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	120,000
株 式 会 社 中 京 銀 行	90,000
株 式 会 社 三 重 銀 行	65,000
株 式 会 社 十 六 銀 行	58,000
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	53,000
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	45,000
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	45,000
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	15,000

(11) 企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成28年2月29日現在）

- (1) 発行可能株式総数 22,000,000株
(2) 発行済株式の総数 9,621,550株（自己株式45,259株を含む。）
(3) 株主数 431名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
K Y B 株 式 会 社	1,107千株	11.6%
高 周 波 熱 錬 株 式 会 社	823	8.6
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	425	4.4
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	421	4.4
株 式 会 社 中 京 銀 行	419	4.4
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	418	4.4
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	418	4.4
株 式 会 社 十 六 銀 行	416	4.3
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	410	4.3
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	402	4.2

(注) 持株比率は自己株式(45,259株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年2月29日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	吉田 修	知多鋼材株式会社代表取締役社長
代表取締役専務	三輪 容功	知多ゴム工業株式会社代表取締役社長
取締役	大野 雅生	KYB株式会社常務執行役員
取締役	太田 晴之	営業部長
取締役	佐藤 宰	総務部長
取締役	原田 育広	各務原西工場長
取締役	伊藤 時男	
常勤監査役	柴田 良治	
監査役	辻巻 真	辻巻総合法律事務所 弁護士
監査役	平山 勝觀	平山勝觀税理士事務所 税理士

- (注) 1. 監査役辻巻 真氏及び平山勝觀氏は、社外監査役であります。
なお、当社は両氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役辻巻 真氏は、弁護士として、企業法務に精通し企業経営の統治に関する十分な見識を有しております。
3. 監査役平山勝觀氏は、税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	7名	111,134千円
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	12,000 (3,750)
合計 (うち社外役員)	10名 (2名)	123,134 (3,750)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成13年5月23日開催の第45回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成13年5月23日開催の第45回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。
 4. 取締役の報酬等の額には、平成27年5月21日開催の第59回定時株主総会終結の時をもつて退任した取締役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。
 5. 取締役の支給人員には、無支給者1名は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
監査役	辻巻 真	辻巻総合法律事務所 弁護士	重要な取引関係はありません。
監査役	平山 勝觀	平山勝觀税理士事務所 税理士	重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
監査役	辻巻 真	当事業年度に開催された取締役会7回のうち7回に出席、監査役会7回のうち7回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	平山 勝觀	当事業年度に開催された取締役会7回のうち7回に出席、監査役会7回のうち7回に出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。

(4) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、社外取締役を置くことの有益性を認識し、適任者の人選を行つてまいりましたが、適任者を確保するには至らず、社外取締役を選任しておりませんでした。このたび、平成27年5月1日施行の改正会社法により新設された機関設計である監査等委員会設置会社に移行することを、平成28年4月8日開催の当社取締役会で決議するとともに、適任の社外取締役候補者を確保できましたので、同年5月25日開催の当社第60回定時株主総会に監査等委員会設置会社に移行するための議案及び社外取締役の選任議案を上程することといたしました。

(5) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あづさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	20,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があり、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断したときには、監査役会は会社法第340条第1項の規定により監査役全員の同意をもって会計監査人の解任を決定いたします。また、そのほか会計監査人であることにつき支障があると判断されるときには、監査役会が解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

(6) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行に関わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関わる情報・文書の取扱いは、文書規則を整備、見直しのうえ適切に保管、管理します。

② 当社と当社グループの損失の危険の管理に関する規則その他の体制

- 当社と当社グループのリスク管理に関わる諸規則に照らし、主要なリスクについては継続的に監視、管理します。
- 監査役会は適時適切にリスク管理状況を監視し、その結果を取締役会に報告します。

- ・取締役会は適時リスク管理体制を見直し、問題点の掌握と改善に努めます。
- ③ 当社と当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制
- ・当社と当社グループの取締役は取締役会規則に則り実施すべき施策及び効率的な業務運営を行います。
 - ・社内の権限委譲の明確化及び責任体制の拡充を図るため、組織、業務分掌、職務権限に関わる規則を整備、見直します。
- ④ 当社と当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当社と当社グループの定める「企業理念」「行動規範」等を含むコンプライアンス・マニュアルに従い、代表取締役はその十分な理解と厳格な遵守をグループ内の全役職員に徹底させます。
 - ・当社と当社グループの取締役及び使用人が法令、定款及び諸規定、規則に違反する行為を発見した場合の通報体制として内部通報制度取扱ルールを定めています。
- ⑤ 当社と当社グループからなる企業集団における業務の適正を確保する体制
- ・当社は当社グループが当社の「経営ビジョン」「企業理念」「行動規範」に基づいた業務の運営を継続的に確保することに努めます。更に各社固有の実情を踏まえた実効性のある体制整備を推進します。
 - ・コンプライアンス上の重要事項は当社グループに適宜報告を求めます。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項ならびにその使用者の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役は取締役会の承認の上で補助すべき使用者を置くことができます。
 - ・補助すべき使用者を置く場合は、その監査役補助者の任命、解任、人事異動については監査役会の同意の上取締役会が決定し、その補助すべき使用者は取締役からの独立性を確保します。
- ⑦ 当社と当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・当社と当社グループの取締役は職務執行に関し重大な法令、定款違反及び不正行為の事実や当社を含むグループが著しい損害を被るおそれがある

る事実が判明したときは遅滞なく監査役会に報告します。

- ・監査役は当社と当社グループの重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため取締役会、経営会議及びその他の重要な会議に出席し、稟議書、実施報告書等業務執行に関わる重要な書類を閲覧し、取締役及び使用人に対し説明を求めることができます。

- ⑧ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・監査役へ報告をした者が、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを「コンプライアンス・マニュアル」に明記し、当社と当社グループの取締役等及び使用人に周知徹底します。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還等を請求した場合は、当該費用等が監査役の職務の執行に必要と認められる場合、速やかにこれに応じます。

(7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のと
おりであります。

① 内部統制システム全般

- ・当社と当社グループは、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制
システム基本方針を定め、システムの整備・運用状況を当社の内部監査
室がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

- ・当社と当社グループ会社の役員をはじめ、従業員、及び派遣社員など、
当社と当社グループ事業に従事している者全て、例外なく守らなければ
ならない基本原則をコンプライアンス・マニュアルに示し、教育及び説
明を実施しております。
- ・また、法令及び定款やコンプライアンス・マニュアルで禁止されている
行為が行われている、又はその疑いがあるという情報に接した役員、従
業員が、その情報を直接通報できる制度を設けております。

③ リスク管理体制

- ・経営会議では、全社的な内部統制、業務プロセスに係る業務統制のそれ
ぞれにおいて、組織の負の影響、すなわち損失を与えるリスクを識別し、
全社的な情報共有に努めました。

④ 内部監査

- ・内部監査室が作成した内部監査計画書に基づき、当社と当社グループに
おける業務全般が、正確、正当かつ合理的に処理されているかどうかを
監査し、当該業務運営の現状を明らかにし、業務の改善及び業績向上に
努めています。

連結貸借対照表

(平成28年2月29日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	9,581,093	流動負債	3,325,420
現金及び預金	4,316,523	支払手形及び買掛金	1,947,336
受取手形及び売掛金	3,422,269	短期借入金	292,313
電子記録債権	248,402	一年内返済予定長期借入金	406,000
商品及び製品	559,040	未払金	129,550
仕掛け品	213,499	未払法人税等	127,809
原材料及び貯蔵品	521,207	未払消費税等	46,676
繰延税金資産	93,932	未払費用	121,288
前払費用	16,353	賞与引当金	138,729
未収入金	82,033	役員賞与引当金	36,000
その他の	110,116	設備支払手形	31,590
貸倒引当金	△2,280	その他の	48,128
固定資産	7,335,349	固定負債	993,492
有形固定資産	4,148,668	長期借入金	507,000
建物及び構築物	1,591,488	繰延税金負債	206,911
機械装置及び運搬具	781,190	退職給付に係る負債	216,237
土地	1,725,914	長期未払金	34,820
建設仮勘定	15,504	その他の	28,523
その他の	34,571	負債合計	4,318,911
無形固定資産	68,164	純資産の部	
電話加入権	4,324	株主資本	12,084,583
リース資産	48,311	資本金	819,078
その他の	15,529	資本剰余金	966,758
投資その他の資産	3,118,517	利益剰余金	10,326,791
投資有価証券	2,636,640	自己株式	△28,043
関係会社出資金	399,153	その他の包括利益累計額	243,977
繰延税金資産	53,234	その他有価証券評価差額金	366,546
その他の	34,928	為替換算調整勘定	△31,584
貸倒引当金	△5,439	退職給付に係る調整累計額	△90,985
資産合計	16,916,442	少数株主持分	268,970
		純資産合計	12,597,530
		負債純資産合計	16,916,442

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しています。

連結損益計算書

(平成27年3月1日から)
(平成28年2月29日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	12,244,871
売 上 原 価	9,949,923
売 上 総 利 益	2,294,948
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,148,007
當 業 利 益	1,146,941
當 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,824
受 取 配 当 金	60,715
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	147,629
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	24,497
受 取 ロ イ ヤ リ テ ィ 一	46,166
そ の 他	14,308
	295,140
當 業 外 費 用	
支 払 利 息	16,512
為 替 差 損	75,058
そ の 他	476
	92,047
経 常 利 益	1,350,034
特 別 利 益	
固 定 資 産 処 分 益	5,837
特 別 損 失	
固 定 資 産 処 分 損	1,228
減 損 損 失	11,995
	13,223
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	1,342,648
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	419,831
法 人 税 等 調 整 額	70,123
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益	852,694
少 数 株 主 利 益	2,889
当 期 純 利 益	849,806

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しています。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年3月1日から)
(平成28年2月29日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	819,078	966,758	9,496,765	△27,269	11,255,331
会計方針の変更による累積的影響額			66,414		66,414
会計方針の変更を反映した当期首残高	819,078	966,758	9,563,179	△27,269	11,321,745
当期変動額					
剰余金の配当			△86,194		△86,194
当期純利益			849,806		849,806
自己株式の取得				△774	△774
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	763,612	△774	762,837
当期末残高	819,078	966,758	10,326,791	△28,043	12,084,583

	その他の包括利益累計額				少數株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他包括利益累計額合計		
当期首残高	788,765	58,216	△54,772	792,209	191,498	12,239,038
会計方針の変更による累積的影響額						66,414
会計方針の変更を反映した当期首残高	788,765	58,216	△54,772	792,209	191,498	12,305,452
当期変動額						
剰余金の配当						△86,194
当期純利益						849,806
自己株式の取得						△774
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△422,219	△89,799	△36,213	△548,231	77,472	△470,760
当期変動額合計	△422,219	△89,799	△36,213	△548,231	77,472	292,078
当期末残高	366,546	△31,584	△90,985	243,977	268,970	12,597,530

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しています。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数	5 社
・連結子会社の名称	知多ゴム工業株式会社 知多鋼材株式会社 US CHITA CO., LTD. PT. CHITA INDONESIA 知多弹簧工業(鎮江)有限公司

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数	2 社
・会社等の名称	SIAM CHITA CO., LTD. KYB CHITA Manufacturing Europe s.r.o.

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

③ 議決権の100分の20以上、100分の50以下を所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の状況

該当事項はありません。

④ 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

当連結会計年度から知多弹簧工業(鎮江)有限公司を連結の範囲に含めております。

② 持分法の適用の範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

知多ゴム工業株式会社及び知多鋼材株式会社の事業年度は、連結計算書類作成会社と一致しておりますが、US CHITA CO., LTD.、PT. CHITA INDONESIA及び知多弹簧工業(鎮江)有限公司の事業年度末日は12月31日であり、連結決算日との間に生じた重要な差異については、調整しております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は、原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- ・製品、仕掛品、貯蔵品

先入先出法に基づく原価法

- ・原材料

主として移動平均法に基づく原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

主として定率法によっております。

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法によっております。

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ・その他の無形固定資産

定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

当社及び国内連結子会社の従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、役員賞与の支出に備えて当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法 金利スワップについて特例処理の条件を満たしているため、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…長期借入金

ハ. ヘッジ方針 金利リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法 特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて、当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が102,792千円減少し、利益剰余金が66,414千円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産	
投資有価証券	462,900千円
(2) 担保に係る債務	
長期借入金	300,000千円
(3) 有形固定資産の減価償却累計額	9,809,940千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	9,621,550株	一株	一株	9,621,550株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	43,985株	1,274株	一株	45,259株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる增加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成27年5月21日開催の第59回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 38,310千円
- ・1株当たり配当額 4円
- ・基準日 平成27年2月28日
- ・効力発生日 平成27年5月22日

ロ. 平成27年10月8日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 47,884千円
- ・1株当たり配当額 5円
- ・基準日 平成27年8月31日
- ・効力発生日 平成27年11月16日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成28年5月25日開催予定の第60回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 67,034千円
- ・1株当たり配当額 7円
- ・基準日 平成28年2月29日
- ・効力発生日 平成28年5月26日
- ・配当の原資 利益剰余金

(4) 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

企業集団は、設備投資を含む必要な資金は、営業活動に基づく自己資金及び随時銀行借入により調達することとしております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金は主に銀行借入により調達することとしております。デリバティブ取引は、主に借入金の金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は一切行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、主な取引先の信用調査、取引先別の期日管理及び残高管理を行うことによりリスク軽減を図っております。

投資有価証券は、主に「その他有価証券」に分類される長期保有を目的とした株式及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は主に営業取引に係る運転資金の確保を目的とした資金調達であり、長期借入金は、主に設備投資を目的とした資金調達であります。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「(5)⑤重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。なお、連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、輸出取引に係る為替変動リスクに備えるために外貨建ての売掛金について為替予約取引を利用しており、外貨建ての売掛金の範囲内で行うこととしております。

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。なお、連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画書を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。なお、連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年2月29日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
①現金及び預金	4,316,523	4,316,523	-
②受取手形及び売掛金	3,422,269	3,422,269	-
③電子記録債権	248,402	248,402	-
④投資有価証券	2,276,803	2,276,803	-
資産計	10,263,997	10,263,997	-
⑤支払手形及び買掛金	1,947,336	1,947,336	-
⑥短期借入金	292,313	292,313	-
⑦長期借入金(1年内返済予定を含む)	913,000	918,901	5,901
負債計	3,152,649	3,158,550	5,901
⑧デリバティブ取引	-	-	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金、ならびに③電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

⑤支払手形及び買掛金、ならびに⑥短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑦長期借入金(1年内返済予定を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記⑧参照）、当該金利スワップと一緒にして処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

デリバティブ

(⑧)デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一緒にとして処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記⑦参照）。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	4,500
関連会社株式	355,338
関連会社出資金	399,153

これらは、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「④投資有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,287円40銭
(2) 1株当たり当期純利益 88円74銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成28年2月29日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	7,947,062	流動負債	2,955,241
現金及び預金	3,468,438	支払手形	1,364,099
受取手形	220,127	買掛金	626,279
電子記録債権	238,889	一年内返済予定長期借入金	400,000
売掛金	3,032,746	リース債務	22,309
製品	327,053	未払金	114,779
原材料	283,999	未払法人税等	101,577
仕掛品	147,138	未払消費税等	38,607
貯蔵品	43,268	未払費用	82,956
前払費用	9,588	預り金	23,555
繰延税金資産	69,418	賞与引当金	131,530
未収入金	93,786	役員賞与引当金	30,000
その他の	12,614	設備支払手形	19,553
固定資産	6,706,594	固定負債	794,330
有形固定資産	3,546,022	長期借入金	500,000
建物	1,296,633	退職給付引当金	78,017
構築物	73,442	長期未払金	34,820
機械及び装置	478,719	繰延税金負債	153,422
車両及び運搬具	9,257	その他の	28,071
工具・器具及び備品	11,124	負債合計	3,749,571
土地	1,676,775	純資産の部	
リース資産	71	株主資本	10,564,825
無形固定資産	66,789	資本金	819,078
借地権	3,945	資本剰余金	966,758
電話加入権	3,691	資本準備金	966,758
施設利用権	2,474	利益剰余金	8,807,033
ソフトウエア	8,769	利益準備金	107,769
リース資産	47,910	その他利益剰余金	8,699,264
投資その他の資産	3,093,782	配当平均積立金	140,000
投資有価証券	1,964,140	別途積立金	6,250,000
関係会社株式	619,119	固定資産圧縮積立金	77,701
関係会社出資金	490,927	繰越利益剰余金	2,231,563
従業員に対する長期貸付金	2,240	自己株式	△28,043
長期差入保証金	2,192	評価・換算差額等	339,259
会員権等	16,341	その他有価証券評価差額金	339,259
その他の	14	純資産合計	10,904,084
貸倒引当金	△1,189	負債純資産合計	14,653,656
資産合計	14,653,656		

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しています。

損 益 計 算 書
 (平成27年3月1日から)
 (平成28年2月29日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	10,282,704
売 上 原 価	8,548,021
売 上 総 利 益	1,734,683
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	882,700
當 業 利 益	851,984
當 業 外 収 益	
受 取 利 息	577
受 取 配 当 金	110,649
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	24,166
受 取 ロ イ ャ リ テ ィ 一	64,512
そ の 他	12,548
	212,451
當 業 外 費 用	
支 払 利 息	12,025
為 替 差 損	75,984
そ の 他	45
	88,054
經 常 利 益	976,381
特 別 利 益	
固 定 資 産 処 分 益	4,929
特 別 損 失	
固 定 資 産 処 分 損	1,183
税 引 前 当 期 純 利 益	980,127
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	319,629
法 人 税 等 調 整 額	21,935
当 期 純 利 益	638,563

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しています。

株主資本等変動計算書

(平成27年3月1日から)

(平成28年2月29日まで)

(単位 : 千円)

資本金	株主資本							
	資本剰余金		利益剰余金					
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金合計
				配当平均積立金	別途積立金			
当期首残高	819,078	966,758	966,758	107,769	140,000	5,850,000	77,569	2,012,911 8,188,250
会計方針の変更による累積的影響額								66,414 66,414
会計方針の変更を反映した当期首残高	819,078	966,758	966,758	107,769	140,000	5,850,000	77,569	2,079,325 8,254,664
当期変動額								
税率変更による積立金の調整額							3,739	△3,739 —
固定資産圧縮積立金の取崩							△3,607	3,607 —
別途積立金の積立						400,000		△400,000 —
剰余金の配当								△86,194 △86,194
当期純利益								638,563 638,563
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	400,000	131 152,238	552,369
当期末残高	819,078	966,758	966,758	107,769	140,000	6,250,000	77,701 2,231,563	8,807,033
	株主資本			評価・換算差額等			純資産合計	
	自己株式	株主資本合計		その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計			
当期首残高	△27,269	9,946,816		697,849	697,849		10,644,664	
会計方針の変更による累積的影響額			66,414				66,414	
会計方針の変更を反映した当期首残高	△27,269	10,013,230		697,849	697,849		10,711,079	
当期変動額								
税率変更による積立金の調整額			—					—
固定資産圧縮積立金の取崩			—					—
別途積立金の積立			—					—
剰余金の配当			△86,194				△86,194	
当期純利益			638,563				638,563	
自己株式の取得	△774	△774					△774	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				△358,589	△358,589		△358,589	
当期変動額合計	△774	551,595	△358,589	△358,589	△358,589		193,006	
当期末残高	△28,043	10,564,825	339,259	339,259	339,259		10,904,084	

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しています。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|---------------|---|
| ① 子会社及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | |
| ・時価のあるもの | 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 評価基準は、原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
- | | |
|-------------|--------------|
| ・製品、仕掛品、貯蔵品 | 先入先出法に基づく原価法 |
| ・原材料 | 移動平均法に基づく原価法 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|------------------------|--|
| ① 有形固定資産
(リース資産を除く) | 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法によっております。 |
| ② 無形固定資産
(リース資産を除く) | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
| ・自社利用のソフトウェア | 定額法によっております。 |
| ・その他の無形固定資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 |
| ③ リース資産 | |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|---------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 |

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日に
おける退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計
上しております。

なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平
均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額
法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理す
ることとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務
期間以内の一定の年数（10年）による定額法に基づき
費用処理しております。

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見
込額に基づき計上しております。

④ 役員賞与引当金

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理の条件を満たしている
ため、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…長期借入金

③ ヘッジ方針

金利リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジ
を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっているため、有効性の評価を省略して
おります。

(5) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の
方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によって
おります。

2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が102,792千円減少し、繰越利益剰余金が66,414千円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産 投資有価証券	462,900千円
(2) 担保に係る債務 長期借入金	300,000千円
(3) 有形固定資産の減価償却累計額	8,328,827千円
(4) 保証債務 関係会社の銀行取引に係るもの US CHITA CO., LTD.	147,706千円
PT. CHITA INDONESIA	(1,300千米ドル) 45,900千円 ※ (5,400,000千ルピア)
(5) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
① 短期金銭債権	441,807千円
② 短期金銭債務	1,205,301千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
① 売上高	1,129,619千円
② 仕入高	3,179,844千円
③ 営業取引以外の取引高	135,234千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	43,985株	1,274株	-株	45,259株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる增加分であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

賞与引当金	43,208千円
その他	26,210千円
繰延税金資産（流動）合計	69,418千円

繰延税金資産（固定）

長期未払金	11,174千円
会員権等評価損	19,944千円
退職給付引当金	25,036千円
有価証券評価損	36,604千円
その他	7,041千円
評価性引当額	△67,521千円
繰延税金資産（固定）合計	32,277千円

繰延税金負債（固定）

固定資産圧縮積立金	36,774千円
その他有価証券評価差額金	148,925千円
繰延税金負債（固定）合計	185,699千円
繰延税金負債（固定）の純額	153,422千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
法人主要株主	K Y B 株	27,647	輸送用機器製造・販売	(被所有) 11.6	当社製品の販売役員の兼任	ばね製品の販売	2,048,096	売掛金	945,833

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	知多鋼材株	45,000(千円)	鋼材の販売	100.0	当社材料の仕入役員の兼任	ばね材料の仕入	3,061,162	買掛金	273,391
						建物賃貸収入	8,133	支払手形	917,998
子会社	U S C H I T A C O., L T D.	2,500(千米ドル)	各種ばね加工販売	80.0	当社製品の販売役員の兼任	ばね製品の販売	498,196	売掛金	199,002
子会社	知多弹簧工業(鎮江)有限公司	15,000(千元)	薄板ばね加工販売	70.0	設立及び出資の引受	設立の資本取引	211,327	—	—
関連会社	K Y B C H I T A Manufacturing Europe	200,000(千CZK)	線ばね加工販売	30.0	ロイヤリティの受取	受取ロイヤリティ	46,166	—	—

(注) 1. 取引条件については、市場価格等を勘案して交渉の上決定しております。

2. 受取ロイヤリティーについては、当社の基準に準拠し、決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,138円65銭

(2) 1株当たり当期純利益

66円68銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年4月15日

知多鋼業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 奥 谷 浩 之 印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 楠 元 宏 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、知多鋼業株式会社の平成27年3月1日から平成28年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、知多鋼業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年4月15日

知多鋼業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 奥 谷 浩 之 印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 楠 元 宏 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、知多鋼業株式会社の平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年4月20日

知多鋼業株式会社 監査役会

常勤監査役 柴 田 良 治 印

社外監査役 辻 卷 真 印

社外監査役 平 山 勝 觀 印

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円に創立60周年記念配当金2円を加え金7円

なお、この場合の配当総額は67,034,037円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年5月26日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繙越利益剰余金 400,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 400,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、平成28年4月8日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、本総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことの目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、変更案第25条（取締役の責任免除）を新設するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	(機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
第5条～第17条 (条文省略)	第5条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会 (員数) 第18条 当会社の取締役は15名以内とする。 (新設)	第4章 取締役および取締役会 (員数) 第18条 当会社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は15名以内とする。 <u>2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(選任方法) 第19条 取締役は株主総会において選任する。 2～3 (条文省略)	(選任方法) 第19条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会において選任する。 2～3 (現行どおり)
(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(任期) 第20条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
(新設)	<p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
(代表取締役および役付取締役) 第21条 (条文省略)	(代表取締役および役付取締役) 第21条 (現行どおり)
(取締役会の招集通知) 第22条 (条文省略)	<p>(取締役会の招集通知) 第22条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会<u>を招集するには、各取締役および各監査役に対して会日の3日前に通知を発する。</u> ただし、緊急必要あるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>3. 前項のほか、取締役会の運営について、取締役会で定める取締役会規則による。</p>
(取締役会の決議方法) 第23条 (条文省略)	(取締役会の決議方法) 第23条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(報酬等) 第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
(新設)	(取締役の責任免除) 第25条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。
第 5 章 監査役および監査役会 (員数)	第 5 章 監査等委員会 (削除)
第25条 当会社の監査役は4名以内とする。	

現行定款	変更案
(選任方法) 第26条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもつて行う。</u>	(削除)
(任期) 第27条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削除)
(常勤の監査役) 第28条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(削除)
(監査役会の招集通知) 第29条 <u>監査役会を招集するには、各監査役に対して会日の3日前に通知を発する。ただし、緊急必要あるときはこの期間を短縮することができる。</u> <u>2. 前項のほか、監査役会の運営について、監査役会で定める監査役会規則による。</u>	(削除)

現行定款	変更案
(報酬等)	(削除)
第30条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	
(新設)	(監査等委員会の招集通知) 第26条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。 ただし、緊急必要あるときはこの期間を短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新設)	(監査等委員会の決議方法) 第27条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
第 6 章 計 算 第31条～第34条 (条文省略)	第 6 章 計 算 第28条～第31条 (現行どおり)

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（7名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	よし だ おさむ 吉 田 修 (昭和21年2月6日生)	昭和40年5月 当社入社 平成6年7月 当社営業部長 平成7年5月 当社取締役 平成13年5月 当社常務取締役営業担当 平成14年5月 当社専務取締役営業担当 平成15年4月 知多鋼材株式会社代表取締役社長 （現在に至る） 平成15年5月 当社代表取締役専務営業担当 平成20年5月 当社代表取締役社長 （現在に至る）	60,000株
2	み わ 輪 よし かつ 三 輪 容 功 (昭和33年8月2日生)	昭和56年3月 当社入社 平成16年4月 当社春日井工場長 平成18年5月 当社取締役春日井工場長 平成22年5月 当社常務取締役春日井工場長 平成25年11月 当社常務取締役 （兼）US CHITA CO., LTD. 取締役 社長 平成27年3月 当社常務取締役 平成27年4月 知多ゴム工業株式会社代表取締 役社長 （現在に至る） 平成27年5月 当社代表取締役専務 （現在に至る）	20,000株
3	おお の まさ お 大 野 雅 生 (昭和31年11月7日生)	昭和54年4月 カヤバ工業株式会社（現 KYB 株式会社）入社 平成24年4月 同社執行役員 平成26年4月 同社常務執行役員 平成27年5月 当社取締役 （現在に至る） 平成28年4月 KYB株式会社専務執行役員 （現在に至る）	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	太田 晴之 (昭和28年7月4日生)	平成13年3月 株式会社東海銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）東大阪支店長 平成17年4月 当社入社営業部長 平成20年5月 当社取締役営業部長 平成23年1月 当社取締役営業部長 (兼) US CHITA CO., LTD. 取締役社長 平成24年10月 当社取締役営業部長 (現在に至る)	7,000株
5	佐藤 宰 (昭和29年9月4日生)	平成18年7月 株式会社三菱東京UFJ銀行 浜松支店長 平成20年1月 当社入社総務部副部長 平成20年9月 当社総務部長 平成27年5月 当社取締役総務部長 (現在に至る)	7,000株
6	原田 育広 (昭和44年11月29日生)	平成4年3月 当社入社 平成25年11月 当社各務原西工場長 平成27年5月 当社取締役各務原西工場長 (現在に至る)	7,000株
7	※ 山本 宏明 (昭和34年9月27日生)	昭和57年3月 当社入社 平成8年4月 当社総務部課長 平成17年4月 当社総務部次長 平成23年2月 知多ゴム工業株式会社 工場長 平成26年6月 知多ゴム工業株式会社 取締役工場長 (現在に至る)	7,000株
8	伊藤 時男 (昭和34年1月19日生)	昭和56年3月 当社入社 平成22年5月 当社各務原西工場長 平成23年5月 当社取締役各務原東工場長 平成24年9月 当社取締役春日井工場長 平成27年3月 当社取締役 (現在に至る)	18,000株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

※印は新任取締役候補者です。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査役全員（3名）は、定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	※柴田良治 (昭和23年5月9日生)	平成11年10月 当社総務部副部長 平成14年5月 当社常勤監査役 (現在に至る)	7,000株
2	※辻巻真 (昭和13年9月27日生)	昭和39年4月 弁護士登録 高橋正蔵法律事務所入所 昭和44年4月 辻巻法律事務所開設 平成10年4月 辻巻総合法律事務所と事務所名を変更 平成19年5月 当社社外監査役 (現在に至る)	一株
3	※平山勝觀 (昭和20年6月7日生)	平成16年8月 税理士登録 平成16年9月 平山勝觀税理士事務所開設 平成17年1月 東海税理士会税務相談室委嘱相談員 平成19年4月 同会西尾支部総務委員長 平成19年5月 当社社外監査役 (現在に至る)	一株

- (注) 1. ※印は新任監査等委員である取締役候補者であります。
 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 辻巻 真氏及び平山勝觀氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 辻巻 真氏及び平山勝觀氏につきましては、名古屋証券取引所に対し、独立役員（社外監査役）として届け出ておりますが、本議案が承認され、両氏が監査等委員である取締役として就任した場合、改めて両氏は独立役員（社外取締役）となる予定であります。
 5. 監査等委員である社外取締役に関する事項
 辻巻 真氏は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を当社の経営体制に活かしていただけるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断

しております。

平山勝觀氏は、税理士として財務及び会計に関する専門的な知識・経験等、十分な見識を当社の経営体制に活かしていただけるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

6. 当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認を条件に、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行しますので、当社監査役は、本総会終結の時をもって監査役を退任いたします。当社は、平成20年5月開催の第52回定時株主総会において役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給決議を行い、支給時期を各氏の退任時とし、支給の具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、それぞれご一任いただく述べて承ります。本議案をご承認いただいた場合、当社各監査役は監査等委員会設置会社移行に伴い、監査役を退任し監査等委員である取締役に選任されますので、そのうち役員退職慰労金打ち切り支給対象である監査役柴田良治氏に対する役員退職慰労金につきましては、その支給時期を監査等委員である取締役退任時とすることといたしました。
7. 当社は、辻巻 真氏及び平山勝觀氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とします。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。また、平田友樹氏は監査等委員である取締役柴田良治氏の補欠として、萩野學氏は監査等委員である社外取締役辻巻真氏及び平山勝觀氏の補欠としての候補者であります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	平田友樹 (昭和44年2月7日生)	平成3年3月 当社入社 平成19年6月 当社総務部課長 平成28年1月 当社総務部次長 (現在に至る)	3,000株
2	萩野學 (昭和23年2月14日生)	昭和45年3月 高周波熱鍊株式会社入社 平成15年6月 同社取締役 平成17年6月 同社常務取締役 平成19年1月 ネツレンアメリカコーポレーション代表取締役 平成22年4月 高周波熱鍊株式会社専務取締役 平成24年6月 同社顧問 平成26年6月 同社顧問退任 (現在に至る)	一株

- (注) 1. 両候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 補欠の監査等委員である社外取締役候補者に関する事項
補欠の監査等委員である社外取締役とする理由及び監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由について
萩野學氏は高周波熱鍊株式会社にて専務取締役を務められた経歴を持たれており、企業経営に関する十分な経験と見識を有しておられることから監査等委員の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。
3. 第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、かつ同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とします。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、平成13年5月23日開催の第45回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案について同じ。）の報酬等の額を年額200,000千円以内とすること、及び各取締役に対する具体的な金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は7名ありますが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は8名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額30,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

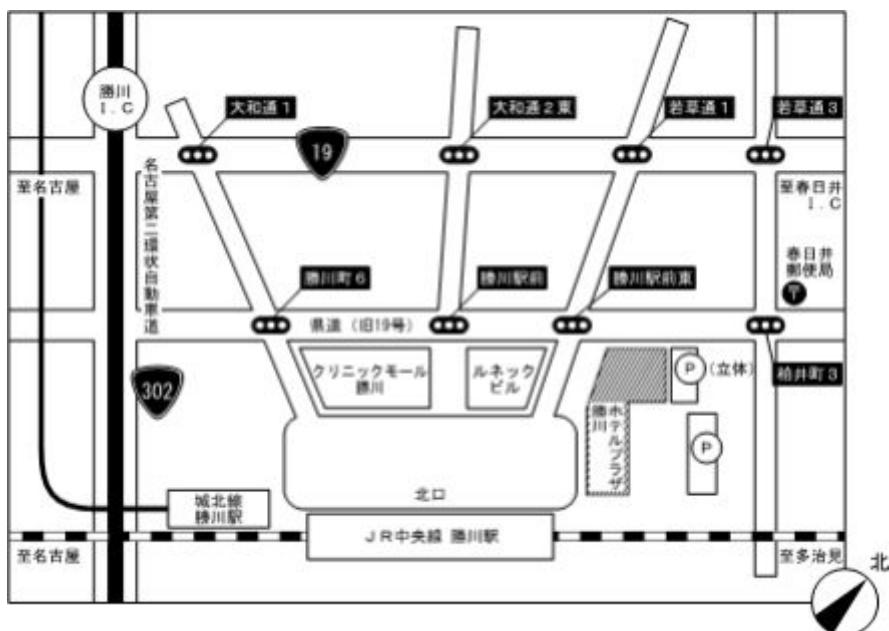
第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

以上

株主総会会場ご案内図

愛知県春日井市松新町1丁目5番地
ホテルプラザ勝川 2階 さくらの間
電話 0568-36-2311



交通のご案内

ホテルプラザ勝川はJR中央線勝川駅前（北口）にあります。

- ① 電車ご利用の場合
 - ・名古屋駅よりJR中央線に乗り換え約17分 勝川駅下車
- ② お車をご利用の場合
 - ・名古屋第二環状自動車道勝川I.C.より約5分
 - ・東名高速道路春日井I.C.より約10分